

鳥取県環境学術研究等振興事業評価会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境学術研究の評価の参考とするため、環境や地域振興に関する有識者の意見を聴取することを目的として開催する鳥取県環境学術研究等振興事業評価会議（以下「評価会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 評価会議は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 学術研究課題の継続の妥当性について
- (2) 研究を終了した学術研究課題の研究成果の水準、研究効果について
- (3) 研究成果の普及・活用について

(構成員)

第3条 評価会議は、「鳥取県環境学術研究等振興事業の学術研究に係る評価実施要綱」第2条に定める評価委員により構成する。

(座長)

第4条 評価会議に座長を置き、評価委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会議の進行を務めるものとし、座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 評価会議は、総合教育推進課長が必要に応じて招集し、開催する。

2 総合教育推進課長は、必要があると認めるときは、評価会議に評価委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 評価会議の庶務は、総合教育推進課において行う。

(雑則)

第7条 この要領の定めるもののほか、評価会議の運営等に関して必要な事項は、総合教育推進課長が別に定める。

附則

この要領は、令和元年9月12日から施行する。